

平成 28 年 7 月 26 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

ポイントカードのつもりがクレジットカードの申し込みに…

家電量販店で買い物をした際に、「特典が付くから」などとポイントカードを作るよう熱心に勧められた。

高齢なので申込書に記入するのが難しいと断ったが、店員に「代わりに記入する」と言われ、断りきれずに申し込んだ。

数日後、クレジット会社から電話があり、クレジットカード機能が付いたものだとわかった。先日は年会費の請求書も届いた。クレジットカードはいらない。解約したい。（80 歳代 女性）

<ひとこと助言>

- ・店頭などで勧誘され、ポイントカードを申し込んだところ、実は、希望していないクレジットカード機能が付いているカードだったという相談が寄せられています。
- ・クレジットカード付きのポイントカードは、特典が優遇される反面、年会費が発生したり、決済機能があるため保管等に注意が必要になったりする場合があります。勧誘をされても詳しい説明を求め、納得できなければきっぱりと断りましょう。
- ・困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

全国の消費生活センター等の相談窓口

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>